

◎ イベント開催時における「感染防止安全計画」等の作成について

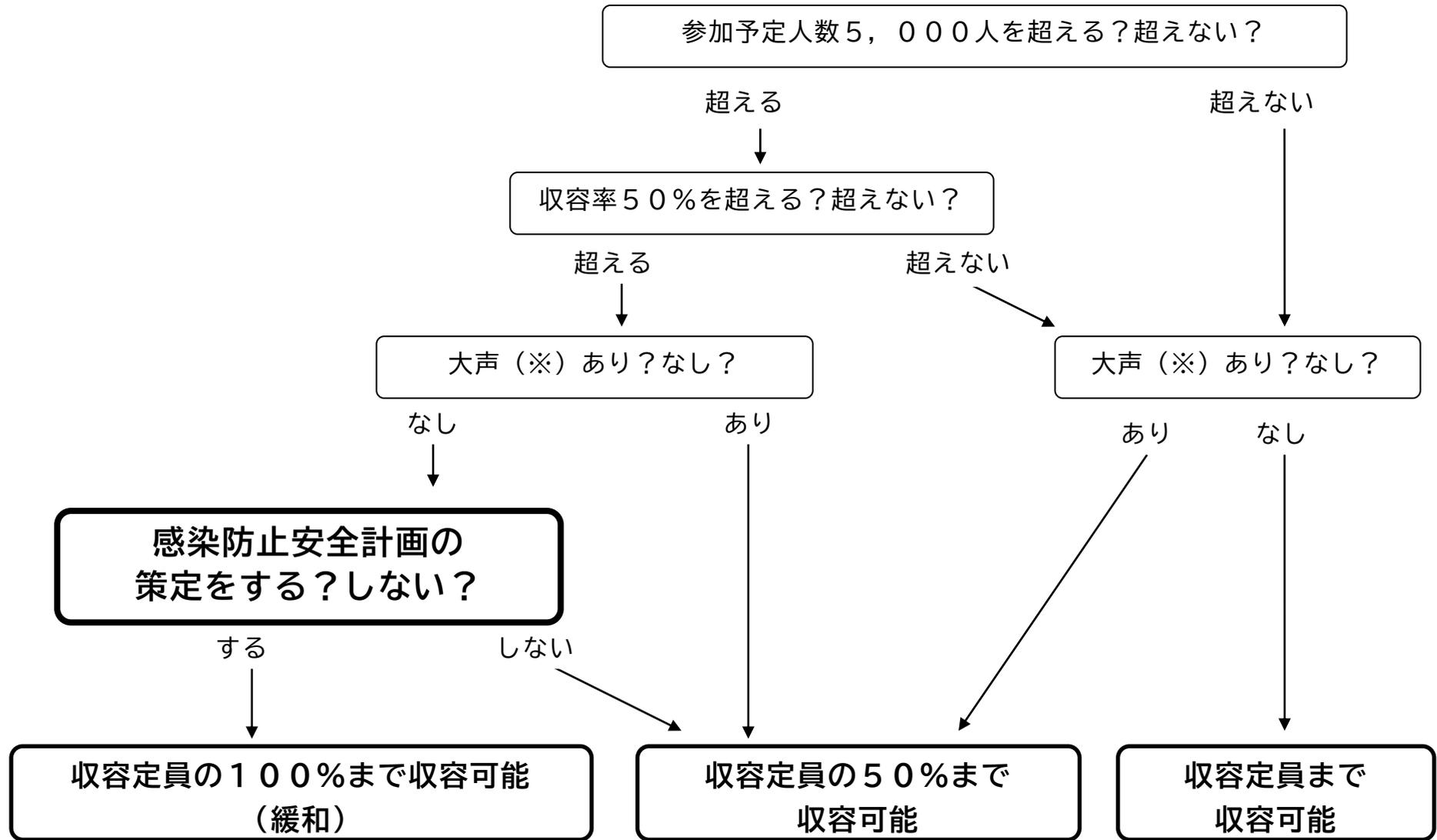
埼玉県では11月19日に、国の定める「基本的対処方針」が変更されたことを受け、イベントの開催における規模要件を緩和しました。11月25日からはイベント開催時において、主催者に以下のとおり行うよう求めています。

○ 変更点

- (1) 11月24日をもって参加人数1,000人超のイベント等を対象とした事前相談制度を廃止
- (2) 参加予定人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント（大声なし）について、収容人数の上限を緩和⇒収容率の上限を50%から100%に
《条件》
 - ①主催者が「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催の2週間前までに県に提出
 - ②イベント終了後、1か月以内を目途に「結果報告書」を県に提出
提出先：a3115-11@pref.saitama.lg.jp（緊急事態措置相談センター）
- (3) (2)に該当しない全てのイベント（「感染防止安全計画」を策定しない場合を含む）について、主催者が「チェックリスト」を作成し、主催者のホームページや掲示板等で事前に公表及びイベント終了日から1年間保管

各所属で開催するイベントでの対応については、本事項を踏まえて開催するよう留意してください。また、関係団体への周知も併せてお願いします。

【参考】 収容人数及び施設収容率の制限



※大声の定義

観客等が「①通常よりも大きい声で、②反復・継続的に声を発すること。」を大声とする。

これを積極的に推奨する又は必要な感染症対策を施さないイベントを「大声あり」とみなす。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止、人流抑制等の影響を受ける事業や生活・暮らしへの支援、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開等により地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額する（あわせて検査無料化のため検査促進枠を新設）。

1. 補正予算計上額 6.8兆円 { うち 地方単独分 1.2兆円、国庫補助事業の地方負担分 0.3兆円、
検査促進枠分 0.3兆円、協力要請推進枠等分 5.0兆円 }

2. 所管 内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

3. 交付対象等

- (1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）
- (2) 交付方法 : コロナ対応にかかる国庫補助事業の地方負担と地方単独事業のそれぞれの所要経費に対し、交付限度額（※）を上限として交付金を交付。

※交付限度額の算定の考え方は、今後公表。

協力要請推進枠等分は、営業時間短縮要請等に係る事業者への協力金等の支払に対して交付。

検査促進枠分は、登録事業者が無料で行うPCR・抗原定性等検査への支援に対して交付。

4. 使途（協力要請推進枠等分及び検査促進枠分を除く）

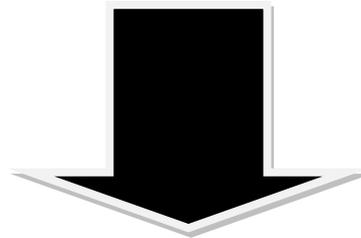
地方公共団体が地域の実情に応じて実施する以下のような取組に充当

- ・ 感染防止策の徹底に向けた対応
- ・ 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援に向けた対応
- ・ 「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開に向けた対応

※中小企業への支援や雇用の創出に資する事業等について、国の施策を補完する地方公共団体独自の措置にも積極的に活用。

◎ 新型コロナウイルスワクチン未接種者への対応について

- ・ 新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種率が全国で7割を超える一方で、ワクチン接種者がワクチン未接種の方に対して不利益を与えたり、接種を強要する『ワクチンハラスメント』が問題視されてきている。
- ・ ワクチンについては、個人の判断により希望する場合のみ接種を受けるものであり、接種は強制ではないことや、接種を希望しているにもかかわらず身体的事由により、やむを得ず接種できない方もいる。



ワクチン未接種の方に対して、
不利益を及ぼす行為や差別的な対応を行わない

※ 所属内での周知のほか、貴管下施設や関係団体への助言・指導・周知をお願いします。

追加接種(3回目接種)等のスケジュール

2021.12.3現在

		11月	12月	令和4年1月	2月	3月	4月	5月	6~9月	
1・2回目接種 (12歳以上)		 12歳以上の接種は、規模を縮小して実施中		 令和4年1~3月は集団接種により実施を検討中			新年度の実施体制は状況を見ながら検討			
1・2回目接種 (5~11歳)		5~11歳の接種は、3月接種開始を目標に実施体制を検討・準備中								
3回目 接種 (18歳以上)	接種券	▼ 11月24日発送(医療従事者等) ▼ 12月中旬発送 ▼ 1月上旬発送 以後、2回目接種時期の8か月後に合わせ2週間単位で発送予定								
	予約 ・ 接種	【医療従事者】 自院接種を受けられない医療従事者等に向けた集団接種を予定 (12月19日、その他の日程は調整中)								
		【一般】 一般の方向けの予約・接種は、 1月初旬から2週間単位で実施予定 (個別接種及び集団接種により実施予定) 以後、同様に継続 								

※ ワクチン供給状況により、スケジュールが変更となる場合がある。